

令和7年度日南町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本町の令和6年における水田面積に占める主食用米作付面積割合は、61.3%（※前年比△0.3%）で、主食用米生産を主体に、地域の特産品であるそば、準高冷地の気象条件を活かしたトマト、ピーマン、白ねぎ、ブロッコリー等を組み合わせた複合経営が行われている。

主食用米作付実績面積は、県再生協議会より示される生産量の目安（需要量）を2年連続で下回っている。さらに、7年産として示された生産量の目安が前年を上回っており作付面積の拡大が必要となっている。

主食用米の作付拡大の方法として、そばの作付地で水稻に転換できるほ場への作付推進（前年に引き続きチラシ配布を実施）を行い面積拡大を図ることが挙げられる。そうすることで、水田活用直接支払交付金の交付対象水田要件における、5年水張ルールもクリアしていくことができる。

しかし、そばからの転換が難しいほ場は、栽培技術の改善、新たな品種選定等の対策が必要となる。

さらに、農業従事者の高齢化、後継者不足に伴う、労働力不足による不作付地（耕作放棄地への移行懸念）の増加も問題となっており、農業後継者や担い手の育成が喫緊の課題となっている。担い手の育成にあたっては、農業委員会を中心として、地域計画に基づき農地中間管理事業を活用した農地の面的集積等を支援する。併せて認定農業者制度や農業次世代人材投資資金を活用して担い手農家、新規就農者及び農業後継者を育成する。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○適地適作の推進

水稻以外の品目の導入をおこなう農地において、土壌・日照・排水条件の比較的良いほ場は、本町の振興作物（トマト、白ねぎ、ピーマン、ブロッコリー等）の野菜を主体とした高収益作物の作付、野菜の作付が困難なほ場は、排水対策を施しそば等の土地利用型作物の作付を検討する。

○収益性・付加価値の向上

トマト、白ねぎ、ピーマン、ブロッコリー等の需要の安定した野菜を導入しつつ、準高冷地の条件を活かした抑制栽培等の作型を推進することで、収益力強化につなげる。

○生産・流通コストの低減

生産段階においては、「みどりの食料システム戦略」に基づき化学肥料、化学合成農薬の低減を組み合わせた有機質の生産資材を活用した環境保全型農業の推進を図る。さらに販売段階において、直売所、朝どれ野菜の集荷を活用することで流通コストの低減を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○地域の事情に応じた農地の在り方

本町の水田は、山間部の谷底または急傾斜地に位置し、湧水により排水が困難で軟弱な条件のほ場が多いこと、良質な水稻の生産が可能なことから、基本的には水田としての機能の維持を優先し、比較的、排水条件の良い水田を転換畑として活用していく。

○地域の事情に応じた作物・管理方法等の選択

水田として条件の良いほ場では水稻を、排水条件の良い転換畑では野菜・そばを主体に、ほ場条件にあった品目を選択する。

○地域における輪作、ブロックローテーション体系の構築

5年水張ルールを見据えて、水稻と畑作物との輪作及びブロックローテーションを検討する。

○水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

長年にわたり転換作物が作付されているほ場については、水路の維持・管理の必要性及び隣接するほ場が水田の機能を有するべきかなど周辺環境の利用条件を総合的な観点から地域で点検する。この点検結果を踏まえて、5年水張ルールとの優位性を比較して畑地化も含めて検討する。

○畑地化した水田における畑作物の本作化・定着化等に対する取組

畑地化支援の団地化要件をおおむね50aとして、農業者から要望のあった農地について、支援要件の良否について内容確認を行い、交付申請に向けて事務作業を進める。

4 作物ごとの取組方針等

町内の1, 151.5ha（令和7年当初）の全水田について、適地適作を基本として、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

（1）主食用米

本町の恵まれた自然条件を活かした米づくりを展開する。良質米産地として、米需要の高まり、米価格の上昇を追い風に主食用米の作付けを増加させ、売れる米の安定生産を目指す。

さらに有機質資源にこだわった有機栽培米、特別栽培米等の環境に配慮した米づくりを実践しながら、更なる良質米生産を行い、消費者ニーズを的確に把握し販路拡大を図る。

また、実需者から要望の高い日野特栽米の取組に加えて、J A、普及所と連携し近年の気象条件に応じた新品種の選定、普及にも取り組む。

（2）非主食用米（新規需要米の認定が必須）

ア 飼料用米

J Aと連携して、区分管理による多収品種（知事特認：コガネヒカリ）での取組を維持する。

イ WCS用稲

飼料高騰に対応するため一部の畜産農家において、需要に応じた自家利用の取組を行っている。しかし、収量が安定しない一面がある。今後は、栽培方法、技術の見直しを行い、現実的な自家利用計画を具体的に定め、安定生産を図る。

（3）大豆、飼料作物、麦

大豆については、近年はそばからの転換により栽培面積が増加傾向にあるが、収量が安定しない品目である。引き続き実需に応じた必要面積を維持していく。

飼料作物については、価格高騰によるコスト削減を図るため畜産農家の需要に応じた耕種農家が作付し、耕畜連携による地域内の流通・販売体制の定着を図る。また、二毛作による農地の有効利用と飼料作物の確保を図る。

麦については、現在は取組がなく推進を行っていないが、需要動向を踏まえ有望品種が出現すれば、関係機関と推進に向けた検討を行う。

(4) そば

そばの栽培については、栽培指針に示された技術を順守し、排水対策・適切な施肥の徹底による品質・収穫量向上が喫緊の課題である。さらに、関係機関による本町に適した新たな品種の選定、栽培技術の検証を行い改善点を洗い出すなど、現状打破に向けた取組が必要である。

また、水稻への転換が可能な農地については、主食用米の作付けを推進する。

(5) 地力増進作物

環境に配慮した作物栽培の手法として、土づくり、地力向上につながる作付けを行う。

(6) 高収益作物

水田転作野菜として導入され、消費者から産地として認知されたトマト（日南トマトとして登録商標）、ブロッコリー（大山ブロッコリーとしてG I 認定）、ピーマン、白ねぎの4品目を地域振興品目と位置づけ、作付の拡大を推進する。

その他の野菜等（花き・雑穀等を含む）については、「朝どれ野菜」、「出荷者協議会」の取組を推進し、販売体制の強化に取り組むとともに、J Aアスパル及び日南町農林産物直売所（日南町道の駅等）の直販施設等の販売機能を活かした販売品目と生産者の拡大、本町農産物の認知度アップを図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	706.1	0	708.7	0	737.3	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	21.5	0	20.9	0	22.0	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	2.8	0	2.8	0	2.0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	7.9	0	6.8	0	8.0	0
飼料作物	10.4	1.8	8.2	0.7	12.5	2.0
・子実用とうもろこし	-	-	-	-	-	-
そば	82.5	1.0	70.8	0	80.0	0
なたね	-	-	-	-	-	-
地力増進作物	9.4	0	9.2	0	13.0	0
高収益作物	25.0	0.8	28.4	1.0	28.5	2.0
・野菜	24.7	0.8	27.9	1.0	28.0	2.0
・花き・花木	0.3	0	0.5	0	0.5	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
畑地化	11.0	-	7.0	-	0	-

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目 標		
				前年度（R6実績）	目標値（R8）
1-1 1-2	トマト、ピーマン、白ねぎ、ブロッコリー	地域振興作物助成	作付面積	（担い手）9.4ha （その他） 6.1ha	（担い手）12.0ha （その他） 7.5ha
2	別紙1に定める野菜・花き等	野菜等の直売所等への出荷・販売支援	作付面積	6.6ha	10.0ha
3	そば、なたね、地域振興作物及び別紙1に定める野菜・花き等	県メニューに該当しない二毛作助成	作付面積	2.0ha	2.5ha
4	飼料用米	飼料用米大規模作付助成	作付面積	21.5ha	22.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:鳥取県

協議会名:日南町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1-1 1-2	地域振興作物助成	1	30,000 28,000	トマト、白ねぎ、ピーマン、ブロッコリー	販売目的で対象作物を作付けし、出荷販売
2	野菜等の直売所等への出荷・販売支援	1	19,000	別紙1に定める野菜・花き等	販売目的で対象作物を作付けし、出荷販売
3	県メニューに該当しない二毛作助成	2	22,000	そば、なたね、地域振興作物及び 別紙1に定める野菜・花き等	販売目的で対象作物を作付けし、出荷販売
4	飼料用米大規模作付助成	1	10,000	飼料用米	多収品種の飼料用米の作付

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。